

主 文

労働基準監督署長が、平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これらを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A（代表者Y）の代表者の子であり、中小事業主等として平成○年○月○日付けで労働者災害補償保険に特別加入していたところ、平成○年○月○日太陽熱のソーラーパネル撤去作業（以下「本件撤去作業」という。）中に吹き出してきた温水により右手を負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日B整形外科医院に受診したところ「右手背、前腕熱傷（2度）」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第34条に規定する中小事業主等が特別加入するためには、①雇用する労働者について保険関係が成立していること、及び、②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していることの2つの要件を満たし、かつ、所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが必要とされている。

(2) 本件についてみると、平成〇年〇月〇日付け保険関係成立届及び平成〇年〇月〇日付け特別加入承認通知書において、請求人は、上記特別加入の要件を満たしていることが認められる。

(3) また、特別加入者に係る業務災害の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の26において、厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行う旨規定されており、これに基づいて、「特別加入者に係る業務上外の認定の取扱い」（昭和50年11月14日付け基発第671号。以下「認定基準」という。）が定められているが、当審査会もこれを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき、検討する。

(4) 特別加入申請書（中小事業主等）別紙の労働者災害補償保険特別加入に関する届（以下「別紙特別加入届」という。）をみると、「業務の具体的内容 ①家庭用電器機械器具小売、取り付け、修理の業務、②総務事務、人事事務、経理事務、その他一般事務の業務、③新規、既存顧客への営業、商談、集金、視察等の業務、④上記①から③の業務に付随する出張（C県内外）及び付随するその他の業務」との記載が認められる。認定基準においては、中小事業主等について、業務遂行性が認められる範囲を特別加入申請書別紙の業務の内容欄に

記載された事業のためにする行為及びそれに直接附帯する行為（準備・後始末行為など）とされていることから、請求人が本件事故の際に従事していた作業が上記業務遂行性の認められる範囲内の行為に該当するか否かが問題となる。

(5) この点、請求代理人は、本件事故の際、請求人が従事していた本件撤去作業は、別紙特別加入届に記載した業務の範囲内の行為に該当する旨主張する一方、審査官は、本件撤去作業に係る工事は、有期事業、かつ、事業の種類は建設事業であることから、本件撤去作業は、請求人が継続事業の中小事業主等として特別加入した業務の具体的内容の業務には該当しないものと判断している。そこで、当審査会で検討したところ、次のとおりである。

(6) 本件事故は、請求人が、D邸におけるオール電化工事（4日間）に従事していた期間内の平成〇年〇月〇日、D邸の物置の屋根上に設置してある太陽熱のソーラーパネルを撤去するため、パネル内部に残っている温水を外部に放出しようとして右手背に熱傷を受けたものである。審査官は、本件撤去作業を建設事業とみているが、平成〇年〇月〇日付け請求代理人作成の申立書によると、本件撤去作業は、オール電化機器取り付け作業の一部、かつ、作業自体は2時間程度で終了するものであり、当審査会としては、本件撤去作業の目的、態様に照らせば、本件撤去作業を建設事業とみるのは妥当ではなく、オール電化機器取り付けのための準備作業とみて、別紙特別加入届における「業務又は作業の内容」の中の「① 家庭用電器機械器具小売、取り付け、修理の業務」の直接附帯行為に該当する行為として、業務遂行性が認められるべきものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は失当であって、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。